

第3章 刑法の主な改正経過について

犯罪事実の記載に当たっては、刑法の改正経過に留意する必要があるため、ここに最近の主な改正経過を記載した。なお、各改正の具体的内容は、必要に応じ、各条文の解説欄に記載している。

平成29年法律第72号（平成29年7月18日施行）

- ・176条 「男女」を「者」とする旨を改正（☞247頁参照）
- ・177条、178条 強姦罪を改正して強制性交罪として法定刑も引上げ（☞255頁・247頁・262頁参照）
- ・178条の2（集団強姦罪）を削除（☞265頁参照）
- ・179条 監護者わいせつ罪及び監護者性交罪の新設（☞267頁参照）
- ・180条（親告罪）の削除
- ・181条 強制わいせつ等致死傷罪の法定刑を引上げ（☞272頁参照）
- ・241条 強盗・強制性交等及び同致傷罪を規定（☞488頁参照）

平成25年法律第86号（平成26年5月20日施行）（☞632頁参照）

- ・208条の2（危険運転致死傷罪）を削除。なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条、3条に危険運転致死傷罪を規定
- ・211条2項（自動車運転過失致死傷罪）を削除。なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条に過失運転致死傷罪を規定

平成25年法律第49号（平成25年6月19日の公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

- ・25条から27条 刑の全部の執行猶予として規定を整備
- ・27条の2から27条の7 刑の一部の執行猶予を新設

- ・29条 仮釈放の取消しの規定を整備

平成23年法律第74号（平成23年7月14日施行）

- ・96条 封印等破棄罪を改正。封印等が除去された後に行われる妨害行為も処罰対象とし法定刑を引上げ（☞65頁参照）
- ・96条の2 強制執行妨害罪を改正。強制執行妨害目的財産損壊等罪を新設。目的建物への廃棄物の搬入等による価格減損行為や目的財産の無償譲渡も処罰対象とし法定刑を引上げ（☞68頁参照）
- ・96条の3 強制執行行為妨害罪を新設。競売開始決定前の入札等の公正を害する行為、執行官の執行行為に対する偽計威力による妨害行為、強制執行の申立てをさせない目的等による暴行脅迫も処罰対象（☞75頁参照）
- ・96条の4 強制執行関係売却妨害罪を新設（☞76頁参照）
- ・96条の5 加重封印等破棄罪を新設。罰目的による強制執行妨害行為を加重処罰（☞78頁参照）
- ・96条の6 従来の競売等妨害罪（旧96条の3）を改正して公計約関係競売等妨害罪を新設（☞79頁参照）
- ・168条の2 不正指令電磁的記録作成等罪を新設。コンピュータウィルスの作成・提供・供用を処罰対象（☞221頁参照）
- ・168条の3 不正指令電磁的記録取得罪を新設。コンピュータウィルスの取得・保管を処罰対象（☞224頁参照）
- ・175条 わいせつ物頒布等罪を改正。いかなる電磁的記録の電気通信の送信による頒布を処罰対象（☞240頁参照）
- ・234条の2 電子計算機損壊等業務妨害未遂罪を新設（☞443頁参照）

平成22年法律第26号（平成22年4月27日施行）

- ・31条、32条、34条 死刑の時効を廃止、無期及び10年以上の有期懲役の時効期間を延長（なお、公訴時効については刑訴法250条を新設）

平成19年法律第54号（平成19年6月12日施行）

- ・208条の2 四輪以上の自動車とされていた危険運転致死傷罪の対象を自動車と改めて二輪車もその対象に含める（☞635頁参照）